告示

埼玉県告示第九百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年八月三十一日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
アセルト薬局	開設者名称	アポロメディカルホールディング株式会社	アポクリート株式会社
	開設者住所	東京都豊島区南大塚二―四五―八	東京都豊島区東池袋四―五―二
ひまわり薬局	開設者名称	アポロメディカルホールディング株式会社	アポクリート株式会社
	開設者住所	東京都豊島区南大塚二―四五―八	東京都豊島区東池袋四―五―二
ミアヘルサ　訪問看護ステーション和光	名称	日生訪問看護ステーション和光	ミアヘルサ　訪問看護ステーション和光

二　指定施術機関

氏名	変更事項				
	施術所		施術所		
	名称	所在地	名称	所在地	
今野　大介	藤川鍼灸接骨院	朝霞市本町三―四―八―一〇二	ゆうしん鍼灸院　アクロスプラザ東久留米	東京都東久留米市上の原一―三―四五Ｂ棟一〇一	変更前
	在宅マッサージひまわり	朝霞市西弁財一―一四―三―一〇七	ゆうしん鍼灸院　練馬豊玉院	東京都練馬区豊玉中三―一四―九	変更後
村上　智範					